

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内における推進体制

当該計画に基づく施策を推進するための調整・協議は、関係室との連携を図り実施するものとしませんが、全庁的及び総合的かつ効果的に推進していくものについては、主管室長会議、庁議において調整・協議するものとしします。

(2) 市民参加組織の設置

幅広い市民や知識経験者等の参画のもとに名張市次世代育成支援行動計画を推進するため、市民が参加する委員会組織を設置し、本計画の推進に関し必要な事項について調査、協議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。

(3) 国、県、関係機関・団体等との連携

この計画を多様な主体と協働して推進するため、地域住民や市民団体、社会福祉法人、福祉サービス事業者など、地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

また、県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。さらに、本市の主体性を確保しつつ、国、県に対し必要な支援等を要請するとともに、積極的に情報交換などを進め効果的に施策を推進します。

2 計画の管理

(1) 計画の進行管理

この計画に基づき、市民参加のもとに施策の実施、評価を行い、計画の的確な進行管理を行います。また、次世代育成支援対策推進法に基づき、必要に応じて計画や実施体制・方法などを見直し、継続的な改善を進めるとともに、計画、実施、評価の各段階の情報をわかりやすく公表し、市民への説明責任を果たすように努めます。

(2) 適切な計画の運用

社会、経済環境の変化への機動的な対応を行うとともに、各地域の実情や住民の意向を反映した施策展開を進めるため、この計画に定める基本的な考え方や方針のもとに、必要に応じて柔軟に施策や推進方法を見直すなど適切な計画の運用を行います。